

知多北部広域連合議会傍聴規則

(平成11年7月1日 議会規則第2号)

改正 令和4年2月22日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席に入ることができる者は、議長の認める報道関係者に限る。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 報道関係者には、議長の定めた傍聴証を交付する。

3 前項の傍聴証の交付を受けた報道関係者は、第1項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴券の返還)

第4条 傍聴券は、退出の際返還しなければならない。

(傍聴人の制限)

第5条 一般席の定員は、10人とする。

2 一般傍聴人が前項の定員に達したときは、議長は、以後の一般傍聴人の傍聴を拒絶することができる。

3 傍聴を禁止した会議には、入場を許さない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることはいできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語又は談笑をしないこと。
- (4) 議場の言動及び行為に対し、言語、拍手等をもって批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。